

<p>集団規定</p>	<p>建築物の各部分の高さ</p>
	<p>法第 56 条第 1 項、同条第 7 項、法第 56 条の 2</p>

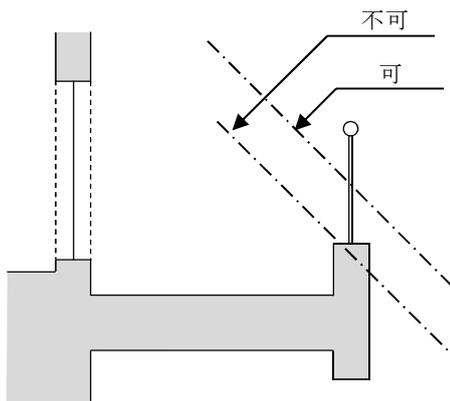
屋上・廊下・バルコニー等の手すり

屋上、廊下及びバルコニー等の手すりが、パイプ、ネットフェンス等の形状で、日照、通風の確保ができるものである場合は、各斜線規制及び日影規制の検討において下表のとおりとする。

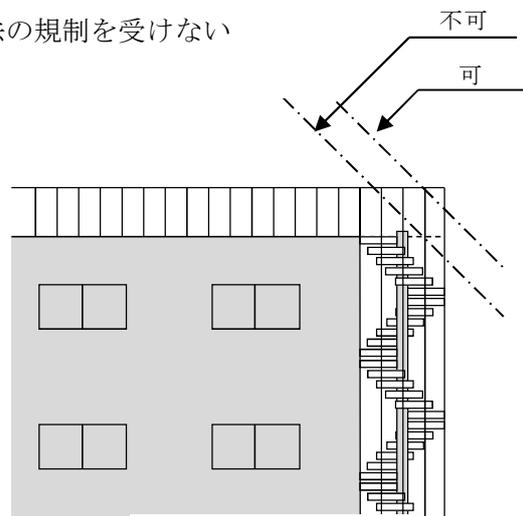
なお、縦棧の手すりの場合、間隔 100～110mm 程度、かつ、棧の太さは安全上必要最低限のものが該当する。

部位 法規制	屋 上	バルコニー	屋外階段	屋外廊下
道路斜線	○	○	△	○
隣地斜線	○	○	△	○
北側斜線	○	○	△	○
天空率	×	×	×	×
日影規制	○	○	△	○
高度斜線	○	○	△	○

- ：法の規制を受けない
- △：屋上部分より上部の手すりのみ法の規制を受けない
- ×：法の規制を受ける



例-1 廊下及びバルコニー等



例-2 屋外階段

<p>技術的助言等</p>	
<p>参考資料等</p>	<p>建築基準法質疑応答集 P5080 基準総則・集団規定の適用事例 2022 年版 P265、P266</p>